

令和元年度三次市における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

1 趣 旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）第 9 条の規定に基づき、令和元年度における三次市の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

2 適用範囲

この調達方針は、本市の全ての部局等での物品等の調達に適用する。

3 障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく事業所・施設等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援，就労継続支援，生活介護を行うものに限る。）

オ 地域活動支援センター

- (2) 在宅就業障害者等

在宅障害者支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務を行う団体）

4 調達の対象品目

市が調達する物品等は、次のとおりとする。ただし、記載のないものであっても、特に対象を限定することなく、調達の推進を図るものとする。

物 品	事務用品，花苗，普及啓発用物品，食品など
役 務	印刷業務，環境美化作業業務，資源リサイクル業務など

5 調達目標

令和元年度の調達目標額は、次のとおりとする。

・役務	4,732千円	【参考】平成30年度実績	2,833千円
・物品	228千円	【参考】平成30年度実績	545千円

6 調達の推進方法

- (1) 社会福祉課は、障害者就労施設等から提供可能な物品等について、各所属に対し情報提供を行う。また、障害者優先調達方針策定会議、部長会議、課長会議等の庁内会議を通じて、情報の共有と全庁的な取組の推進に努める。
- (2) 各所属は、前号の提供された情報等に基づき、三次市契約規則（平成16年規則第74号）第23条に定める額を超えない場合については、予算の適切な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの調達を積極的に推進する。
- (3) 各所属は、障害者就労施設等への発注に当たっては、当該施設等の提供能力を勘案し、納期、納入条件等に配慮するものとする。

7 調達実績の公表

- (1) 各所属は、会計年度終了後、速やかに社会福祉課に対し、前年度の障害者就労施設等の調達実績を報告する。
- (2) 社会福祉課は、前号による各所属からの報告を取りまとめ、その概要を三次市ホームページ等により公表する。

8 その他、障害者の就業を促進するための取組

- (1) 物品等の調達のほか、市が締結する契約において、障害者である労働者を雇用している事業者に対する優先的な取扱い等に努める。
- (2) 市は、三次市障害者支援協議会と連携を図り、障害者就労支援施設製品販売への協力を行い、三次市役所庁舎内において定期的に販売するための場所を提供する。